



国民健康保険に加入している皆さんへ

## 10月から国民健康保険証が新しくなります

国民健康保険証 (旧)うす青色 → (新)うす緑色

現在使われている保険証の有効期限は9月30日です。

10月1日から有効となる保険証は、9月中旬から世帯主宛てに簡易書留郵便で送付します。現在の保険証は、10月1日以降市役所の窓口へお返しいただくか、各個人ではさみを入れるなど確実に処分してください。

### 保険証が届いたら・・・

- ・住所、氏名など記載内容に誤りが無いか、加入者全員分があるかを必ず確認してください。
- ・裏面の注意事項をご覧ください。
- ・台紙からはがしてお使いください。

※保険証は、病気などで医療機関にかかる時国民健康保険に加入していることを証明するものです。医療機関にかかる際には、その都度提示してください。

※保険証は1人1枚交付されます。紛失しないように注意してください。

健康保険(職域保険)に加入したときは、  
14日以内に国民健康保険の資格喪失  
手続きが必要です。

#### 手続きに必要なもの

- ①会社の健康保険証(コピー可)
- ②新・旧の国民健康保険証
- ③印鑑

#### 手続き場所

市役所 1階  
国保年金課⑥番窓口



## 今お使いの薬を「ジェネリック医薬品」に 代えてみませんか

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、新薬(先に出ている薬)の特許が切れた後に販売される薬です。新薬と同じ有効成分・同じ効能・効果を持ち、効き目や安全性が新薬と同等であることを審査した上で、製造・販売されており安心して使用できます。また、新薬に比べて開発費用が抑えられているために、価格も安く患者の費用負担の軽減や医療保険財政の改善につながります。

### +「お薬手帳」を活用しましょう!

自分が飲んでいる薬について知っていますか。複数の医療機関を受診する際、薬の飲み合わせなどは大切です。「お薬手帳」を作り、医療機関で受診する際や薬局で薬をもらう際に活用しましょう。(※お薬手帳は薬局などで手に入れることができます。)

### +「かかりつけ薬局」を持ちましょう!

薬局は自由に選べます。複数の医療機関で処方箋をもらっても、信頼できる「かかりつけ薬局」で調剤することで、薬についての総合的な相談ができます。また、お医者さんについても「かかりつけ医」を持ちましょう。



【問合先】 国保年金課 ☎53-2207、2208